

非正規社員の労働条件等

	現行制度	民営化時の制度
	《短期ゆうメイト》	《アルバイト》
職務内容	・郵便局等での一般業務	・現行と同様 (ノコア・季節波動性業務)
採用	・郵便局等で採用	・現行と同様
雇用期間	・任期1日、予定雇用期間1か月未満	・1か月未満
勤務時間	・1～8時間	・現行と同様
評価	・なし	・現行と同様
給与	・時給制 (基本給)	・現行と同様
賞与	・なし	・現行と同様
退職金	・なし	・現行と同様
	《長期ゆうメイト》	《パートタイマー》
職務内容	・郵便局等での一般業務	・現行と同様 (ノコア・日中波動性業務)
採用	・郵便局等で採用	・現行と同様
雇用期間	・任期1日、予定雇用期間6か月	・6か月
勤務時間	・1～7時間	・現行と同様
評価	・基礎評価 (2段階) とスキル評価 (職務の広さとその習熟度 6段階)	・現行と同様
給与	・時給制 (基本給+加算給)	・現行と同様
賞与	・支給 (※1)	・現行と同様
退職金	・なし	・現行と同様
	《長期ゆうメイト》	《契約社員》
職務内容	・郵便局等での一般業務	・現行と同様 (ノコア業務)
採用	・郵便局等で採用	・現行と同様
雇用期間	・任期1日、予定雇用期間6か月	・6か月
勤務時間	・7～8時間	・現行と同様
評価	・基礎評価 (2段階) とスキル評価 (職務の広さとその習熟度 6段階)	・現行と同様
給与	・時給制 (基本給+加算給)	・現行と同様
賞与	・支給 (※1)	・現行と同様 (※3)
退職金	・一部支給 (※2)	・支給しない (※4)
	《キャリアスタッフ》	《キャリアスタッフ》
職務内容	・郵便局等での一般業務、他の非常勤職員の指導	・現行と同様 (ノコア業務)
採用	・長期ゆうメイトの中から支社で選考し登用	・契約社員の中から登用又は社外から直接採用 (いずれも選考は支社が実施)

雇用期間	・任期1日、予定雇用期間6か月	・6か月
勤務時間	・7～8時間	・現行と同様
評価	・基礎評価（2段階）とキャリアスタッフ評価（2段階）	・現行と同様
給与	・時給制（キャリアスタッフ基本額+基礎評価給） ・キャリアスタッフ手当（年2回）	・月給制（現行のキャリアスタッフの給与を考慮して設定） ・現行と同様
賞与	・支給（※1）	・現行と同様
退職金	・一部支給（※2）	・支給（一定額×勤続年数 支給水準は現行並み）

	《事務・技術嘱託》	《エキスパート契約社員》
職務内容	・本社、支社、郵便局等における専門的業務（内部監査、投信販売等）	・本社、支社、郵便局等における専門的業務（内部監査、投信販売等 今後各社のニーズに応じ職務を拡大）
採用	・公募又は個別採用	・公募又は個別採用
雇用期間	・任期1日、予定雇用期間6か月	・3年以内
勤務時間	・1～8時間	・現行と同様
評価	・なし	・新たな評価制度を構築
給与	・日給制又は時給制（職務内容、実務経歴、技量等を踏まえ決定）	・月給制～時給制（当該業務の労働市場価格を踏まえ職務の種類ごとに設定）
賞与	・支給（常勤職員と同様）	・現行と同様
退職金	・一部支給（※2）	・支給しない（給与で優遇）

	《任期付任用》	《スペシャリスト契約社員》
職務内容	・高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務等（資金運用、内部統制強化、システム等）	・本社等での高度な専門的業務（弁護士、会計士、医師、アチャリ、システムコンサルタント等）
採用	・公募採用	・公募又は個別採用
雇用期間	・5年以内（常勤職員として雇用）	・5年以内
勤務時間	・8時間	・1～8時間
評価	・実施（常勤職員と同制度）	・新たな評価制度を構築
給与	・月給制（常勤職員と同制度）	・年俸制～時給制（当該業務の労働市場価格を踏まえ個別に決定）
賞与	・支給（常勤職員と同制度）	・支給しない
退職金	・支給（常勤職員と同制度）	・支給しない（給与で優遇）

	《郵政短時間職員》	《郵政短時間職員》
職務内容	・郵便局における朝夕の特定の時間帯に発生する郵便物区分作業、夜間再配達作業等の業務	・現行と同様

採用	・公募採用	・現行と同様
雇用期間	・任期2年（更新可、ただし、65歳に達した段階で更新不可）	・現行と同様
勤務時間	・4時間	・現行と同様
評価	・業績評価（3段階）と職務行動評価（3段階）《処遇への反映なし》	・現行と同様
給与	・月給制	・現行と同様
賞与	・支給（支給月数：常勤職員の60%）	・現行と同様
退職金	・なし	・現行と同様

※1 支給額：基準日前6月間の基本賃金総額÷6×0.3×（1+加算率）

加算率：勤務日数が80日以上100日未満⇒0.1 100日以上120日未満⇒0.2 120日以上⇒0.3

※2 国家公務員退職手当法に基づき支給

支給対象：正規の勤務時間が1日8時間かつ18日以上勤務した月が連続して6月を超え、引き続き同じ勤務時間で勤務する者

支給額：基本賃金×8時間×21日×0.3月

※3 8時間勤務の者の退職金を不支給にすることに伴い、賞与の加算率を調整

※4 会社からの継続雇用者は経過措置を設け、19年度に限り退職金を支給